

社会福祉協議会指導検査実施要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、社会福祉法第56条第1項の規定及び「社会福祉法人指導監査実施要綱」（H29.4.27国通知）に基づき、社会福祉法人の社会福祉協議会を対象に実施する指導検査について、必要な事項を定めるものである。

（指導検査の目的）

第2条 指導検査は、社会福祉法第56条第1項の規定に基づき、関係法令、通知による法人運営、事業経営について、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、社会福祉協議会の適正な運営と円滑な事業の実施を確保し、埼玉県における地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

（指導検査の基本方針）

第3条 指導検査の基本方針は次のとおりとする。

- 1 社会福祉法や指導検査に関する国の通知、これまでの指導検査実績などを勘案し、重点的かつ効果的に実施する。
- 2 社会福祉協議会の組織と業務を包括的に捉え、総合的に評価し、必要な改善を図るよう助言及び指導する。
- 3 公正不偏かつ指導助言的態度で実施し、関係者の理解と自発的協力を得られるよう配慮する。
- 4 社会福祉協議会が有する自主性を十分に尊重し、画一的、形式的な検査及び指導に陥ることのないよう留意する。
- 5 表面的な事項を指摘するにとどまらず、問題の発生原因及びその是正策も明らかにし、法人・施設の自律的運営を促す具体的な助言及び指導に努めるとともに、自律的運営に必要な種々の参考情報の提供等を行うなど支援に努める。
- 6 法令若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いているために、社会福祉協議会の経営等に重大な支障が認められ、是正の措置を速やかに講じないときは、法令の定めるところにより行政処分を行うための手続きを進める。

（指導検査の実施）

第4条 指導検査は、その目的に応じ、以下のとおり実施する。

1 一般指導検査

一般指導検査は、別に定める指導検査計画に基づき、定期的に行う指

導検査で、原則として3年に1回、対象法人事務所等において実地検査するものとする。

2 特別指導検査

特別指導検査は、次のような場合に、特定の指導検査事項を定め、重点的又は継続的に適宜実施する。

- (1) 社会福祉協議会が、法令若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くために、当該社会福祉協議会の経営等に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑うに足る理由があるとき。
- (2) 度重なる一般指導検査によっても改善の措置が認められないとき。
- (3) 正当な理由がなく一般指導検査を拒否し、又は県の指導に対して不誠実な対応が認められたとき。

3 その他指導検査

その他、一般指導検査の結果などから、補完・確認を要する事項について行う「事項別検査」や文書指導事項等について、改善されたことなどを確認するための「確認検査」など、必要に応じて適宜、指導検査を実施する。

(指導検査計画の策定)

第5条 一般指導検査については、原則として毎年度、その年度の重点指導検査項目や実施時期及び班編成規模等を定めた指導検査計画を策定し、実施するものとする。

(指導検査事項)

第6条 指導検査事項は、「運営状況」及び「会計状況」を基本とし、当該年度の重点項目や問題事項のみとするなど各社会福祉協議会に応じて弾力的に決定することができるものとする。

なお、社会福祉施設の運営、介護保険、障害者自立支援制度等に関する事項で、それぞれの行政庁が所管することとなる事務に該当する部分については、原則として検査を行わない。

(指導検査等の実施方法)

第7条 指導検査等は、以下の方法で実施する。

1 一般指導検査（実地検査）の実施

(1) 一般指導検査を実施する社会福祉協議会の会長に対しては、原則として事前に文書で通知するものとする。ただし、これによっては指導検査の目的が達せられないおそれなど事情のある場合は、他の方法によることができる。

(2) 指導検査に当たっては、原則として事前に検査対象の社会福祉協議

会に「社会福祉社会福祉協議会検査指導調書」(以下「調書」という。)を送付し、必要事項を記載した調書と関連資料の提出を求める。

- (3) 検査員は、あらかじめ提出された調書や関連資料、前回の検査結果の問題点、その他必要とする事項について事前に検討を加え、効果的な指導検査を実施する。
- (4) 検査員は2名以上で指導検査班を編成して行うこととする。
- (5) 検査員は、直接の担当者からの聴取のみに終始することなく、法人・施設の役職員等責任者を中心に進めるよう意を用い、相互信頼関係を基礎として十分に意見交換を行う。
- (6) 検査員は、検査終了時に役職員等に対して、実施方針及び検査基準を踏まえて検査結果を講評し、改善の必要な事項は問題点の指摘と解決方法を口頭で指示する。ただし、状況によっては、現地での講評によらず、後日、関係者を招致して又は、文書等により指示するものとする。
- (7) 検査は、その効果を高めるために、関係行政機関又はその他法人・施設に関係する者に対し、必要事項の調査又は照会を行うことができる。

2 特別指導検査等の実施

一般指導検査以外に実施する、特別指導検査等については、指導すべき内容やその効果などを考慮し、事前の通知や指導検査班の編制等について特別の配慮を必要とする他は、一般指導検査に準じ実施するものとする。

(指導検査後の措置)

第8条 指導検査の終了後、以下の措置を講じることとする。

1 復命及び指導検査結果通知

- (1) 検査員は、指導検査の終了後、直ちにその結果について綿密に検討し、問題点などを明確にした上で復命する。
- (2) (1) の検討結果に基づき検査結果を速やかに当該社会福祉協議会の会長あてに文書で通知する。この場合、別途定める検査基準に照らして文書指導事項が認められたときは、その事項について、問題点等を明らかにし、改善方法などを具体的に通知するものとする。ただし、書面検査において文書指導事項が認められない場合及び確認検査等で特段の指導を必要としない場合は、結果通知を要しない。

2 改善の指示及び確認等

- (1) 文書指導事項については、当該法人から改善報告又は改善計画の提出を文書で指示し、その内容について確認する。
- (2) 度重なる一般指導検査によっても、改善の措置が認められないとき

には、特別指導検査の実施対象とする。

- (3) 特別指導検査等において、法人の経営等に重大な支障が生じていると認められるにもかかわらず、是正の措置を速やかに講じないときは、法令の定めるところにより行政処分を行うための手続きを進める。この場合、利用者処遇に重大な影響が及んでいるなど緊急を要すると認められるときは、直ちに法令に基づく処分の手続きを進めるものとする。
- (4) 社会福祉協議会の指導・検査等を効果的に行うため必要な場合は、指導検査の結果を関係行政機関に通知し、又はこれと協議を行うなど連携を図る。

(指導検査情報の公開)

第9条 指導検査に関する情報は、個人情報など法令により非開示とされる場合を除き、公開に努める。

附 則

この要綱は、平成15年 9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月 6日から施行する。